わくわく死学塾　規約

第1章　総則

第1条　目的

本規約は、株式会社セルフ・ヒーリング実践研究会が運営するわくわく死学塾（以下、「**当塾**」といいます。）の利用に関して、当塾と塾生の間の権利義務関係を定めることを目的とします。

第2条　本規約の変更

1．当塾は、必要と判断される場合、本規約を変更することがあります。

2．前項の場合、当塾は、速やかに、当塾生用れんらくアプリまたはその他の方法による通知によりその変更を周知するものとします。

3．変更後の規約は、前項のいずれかの方法により周知された後に生ずる改定日よりその効力を生じるものとします。

4．塾生は、変更後の本規約に関し同意ができない場合、第16条の規定に従い、退塾をすることができるものとします。

第 2 章　塾生資格等

第3条　対象

本規約は、当塾の「死学」の考え方に関心があり、当塾のモットーとなっている「肉体は他人」について賛同して入塾した者、または、当塾が別途運営する「わくわく未来塾」旧 COSMOS クラスに所属していた者を対象とします。

第4条　申込み

入塾希望者は、当塾所定の入会申込書（Microsoft Forms 形式を含む）に所定事項を記入して当塾に提出することにより入塾の申込みを行うものとします。ただし、未成年者は法定代理人の同意が必要です。また申込み資格は、10 歳以上の方とします。入塾希望者は、本規約の内容に同意できない場合には、入塾を申し込むことができません。

第5条　承諾

1．当塾は、前条における入塾申込書の受領により、入塾希望者からの申込みを承諾いたします。

2．当塾は、入塾希望者が次の各号に該当する場合は、申込みを承諾しない場合があります。

（1）　申込書に偽名等の虚偽の事項を記載した場合

（2）　入塾希望者が暴力団等の反社会的組織を含み、当塾が不適切と判断する組織の会員その他の関係者である場合
（3）　入塾希望者が本規約に反するおそれがある場合
（4）　その他、前各号に準じる場合で、当塾が入塾を適当でないと判断した場合

第6条　入塾金
1．入塾金は、一万（10，000）円とします。
2．塾生は、第一回目の参加授業までに入塾金および当月分の受講料を納めなければなりません。なお、月の途中での入塾であっても入塾金および受講料の日割計算は行わないものとします。
3．一旦納入された入塾金は、事由の如何を問わず返金いたしません。

第7条　塾生資格
1．塾生資格は、当塾が、第5条に従い入塾申し込みを承諾し、且つ第6条に定める入塾金を受領した日から発生いたします。
2．塾生資格は、当該塾生にのみ一身専属するものであり、塾生が退塾あるいは死亡した場合には、塾生資格は失われるものとし、第三者への資格継承はできないものとします。

第8条　禁止事項
塾生は、以下のいずれかに該当する行為（以下、「**禁止行為**」といいます。）をしてはならないものとします。
（1）　本規約に違反する行為
（2）　許可なく授業内容の録音・録画をする行為（WEB 配信のコンテンツを含む）
（3）　塾生間に於ける物品売買、賃貸借、使用貸借行為および、営利目的に類する一切の行為
（4）　（3）に上げた事項を他の塾生に対して勧誘する行為
（5）　本サービスの運用を妨げる行為
（6）　本サービスを利用する権利を他者に譲渡し、使用させ、売買し、名義を変更し、質権を設定しまたは担保に供する行為
（7）　パスワード等を第三者に譲渡、貸与等することまたは第三者に使用させる行為
（8）　配信内容、画像、音声ならびに当塾に対する問い合わせ内容および当塾からの回答を当塾に無断で公開する行為、またはそのおそれのある行為
（9）　配信内容と関係のないコメントまたは本項各号に違反する内容のコメントを投稿する行為、または意図的に事実とは異なる評価を行い投稿する行為、当塾に対して殊更に問合せを繰り返す行為、または過剰な要求を行う行為

（10） 当塾の学びの土台となるパラレボ理論に反しまたは悪用する行為
（11） 配信内容を含むパラレボ理論の間違った理解により他の塾生または第三者を惑わし、混乱させ、学びの場から遠ざける方向に誘導する行為
（12） 当塾より購入した物品を他の塾生または第三者に売買、使用貸借、賃貸借または転売する行為
（13） 当塾より学んだセルフ・ヒーリングの手法(講話内容を含む)を営利目的で利用、分派の結成、または当塾の許可なしに当該手法を用いて開業する行為
（14） 当塾、講師、他の塾生または第三者に対する名誉棄損、信用棄損またはその他の誹謗中傷を行う行為ならびに肖像権、プライバシー権を侵害する行為
（15） 当塾および講師の一般的に開示していない秘密情報または講師の個人情報を詮索する行為
（16） 当塾および講師の著作権、商標権、その他の知的財産権を侵害する行為
（17） 当塾および講師への暴言・脅迫・わいせつな表現・差別行為または本サービスの提供を妨げる行為
（18） 当塾および講師への身体的・精神的損害を与える行為または与えるおそれのある行為
（19） 個人情報保護法に違反する行為
（20） 法令または公序良俗に反する行為
（21） 前各号に掲げるもののほか、当塾が不適切と判断する行為

第9条　届出事項の変更

1．　塾生は、氏名、住所、連絡先等に関する事項を含む申込時に届け出た事項に変更があった場合には、速やかに書面または当塾生用れんらくアプリの所定画面より当該変更内容を当塾に届け出るものとします。

2．塾生が前項の届出を怠ったことにより、当塾からの塾生への通知等が遅延または不達になる等塾生に対し何等かの支障または不利益が生じたとしても、当塾はその責任を負わないものとします。

第3章　わくわく死学塾

第10条　受講参加

1．　塾生は、月4回開講されるわくわく死学塾に参加することができます。受講スタイルは、Zoom（Live）またはWEB配信（以下、「**オンライン授業**」といいます。）となります。授業内容には、講師による講話のほか、塾生同士のディスカッションを含む会もあります。

2．前項の他、塾生は、当塾が開講する塾生対象のイベントやその他の学びの

会に参加することができます。ただし、参加資格および参加費用が別途必要となります。
3．本条に定める受講形態の詳細は、別紙1にて追記されますが、当塾の判断により変更する場合があります。この場合、当塾は、塾生に速やかに連絡するものとします。

第11条　WEB 配信
1．塾生は、配信期間中に当塾WEB配信サイトに自己でアクセスをして、各授業の視聴をすることができます。なお、視聴の際に必要となる通信料・パケット代は、塾生の負担となります。
2．塾生は、配信期間中であれば何度でも視聴することができます。
3．視聴をしていない授業および視聴途中の授業であっても、各授業の配信期間経過後は視聴することができません。
4．配信期間等については、別紙2に定めるものとします。

第12条　通話ソフトウェアの利用
1．　当塾は Zoom 等の通話ソフトウェア（以下、「**通話ソフトウェア**」といいます。）を用いて本サービスの提供の一部を行います。
2．　塾生は、通話ソフトウェアを自己でインストールし、当該通話ソフトウェアのアップデートやアップグレードを含む通信環境を整えるものとします。通話ソフトウェアの利用の際に必要となる通信料・パケット代も、塾生の負担となります。
3．　塾生は、通話ソフトウェアの機能およびその利用規約についてソフトウェア会社の規定するそれにも従うものとします。
4．　当塾は、塾生側の通信環境、通話ソフトウェアそのものの機能の不具合によって塾生が本サービスの提供を受けることができない場合において一切責任を負わないものとします。

第13条　受講料
1．受講料は、以下のとおりとします。
　　月4回オンライン授業
　　10歳から16歳の誕生日月の前月分まで、二千（2，000）円/月
　　16歳以上、五千（5，000）円/月
2．塾生は、当月分の月4回オンライン授業受講料を前月27日に当塾が利用する代金収納会社を通じて行われる預金口座振替の方法にて支払うものとします。振替日が土・日・祝祭日の場合には、指定された金融機関・銀行の翌営業日が口座振替日となります。
3．　塾生は、前項の預金口座振替以外の支払費用が発生する場合、下記当塾口座宛てに、振込手数料塾生負担にて支払うものとします。なお、現金または当

社指定のクレジットカードを含むオンライン決済による支払いができる場合もあります。

当塾振込口座:
ゆうちょ銀行　株式会社セルフ・ヒーリング実践研究会
記号:10950　番号:05716791

ゆうちょ銀行以外から
カ)セルフヒーリング実践研究会
普通
店名　　〇九八
店番　　098
番号　　0571679

4.　塾生の私的な都合により、授業へ遅刻・早退・欠席した場合、当塾は、塾生への受講料の返金の義務を負わないものとします。

第14条　体験参加

前条の規定にかかわらず、当塾への入塾を検討する者に対しては、オンライン授業への体験参加(Zoom参加またはWEB配信)を1回認めるものとします。この場合の体験受講料については、千(1，000)円とします。

第15条　休塾費

1.　塾生の都合により不参加の月が発生する場合には、休塾費として、以下が発生するものとします。
(1)　10歳から16歳の誕生日月の前月までは五百(500)円/月
(2)　16歳から、千五百(1，500)円/月
2.　休塾を希望する者は、塾生用れんらくアプリの所定画面より休塾の申し出を行うものとします。この場合、休塾を希望する月の前月　5　日(以下、「**休塾締め切り日**」といいます。)までに休塾の申し出を行わなければなりません。理由の如何にかかわらず、休塾締め切り日を経過して行われた申し出に対しては、次月からの適用とはならず、翌々月からの休塾扱いとなります。なお、休塾から復帰する場合についての申し出も同様とします。ただし、復帰の場合には、受講料と休塾費の差額を支払うことにより、差額の支払い完了後から受講可能となるものとします。
3.　一旦休塾となった場合、前項に基づく復帰の申し出がない限り、休塾として扱われることになります。ただし、1年を経過しても退塾届の提出がなく休塾が続く場合、塾生本人の継続の意思が確認されるまたは当塾と塾生との間で別途取り決めがなされない限りは自動退塾となります。いずれの場合においても、休塾期間中の未払いの休塾費につきましては、塾生は、支払いの義務を負うものとします。

第4章　退塾等

第16条　退塾

1．塾生は、退塾を希望する場合、遅くとも退塾を希望する月の5日までに、当塾所定の退塾申込書に所定事項を記入の上当塾宛てに提出、または、塾生用れんらくアプリの所定画面より退塾の連絡をするものとします。

2．前項に基づき退塾の連絡を当塾が受けた場合、塾生は、その月の末日をもって、塾生資格を失効するものとします。

3．　本条による退塾の場合、退塾時にすでにお支払いただいている金銭については、事由の如何を問わず返金いたしません。

4．　退塾申込書の受領または塾生用れんらくアプリからの退塾の連絡が月の5日以降になされた場合においては、塾生は、次月末日をもって、塾生資格を失効するものとします。この場合においても、塾生喪失時までにお支払いいただいた金銭については、返金されないものとします。

5．　塾生は、塾生資格喪失後、塾生として登録していたSNS等の媒体から速やかに登録削除等の手続を行うものとします。

6．　オンライン授業受講料の預金口座振替が3か月継続して行われず、かつ、振込等により補填されない場合、塾生は、3回目の預金口座振替がなされなかった月の末日をもって塾生資格を喪失し、自動退塾となります。この場合においても、未払いの受講料につきましては、塾生は、支払いの義務を負うものとします。

第17条　退塾勧告および塾生資格の喪失

1．当塾は、塾生が次の各号のいずれかに該当する場合は、塾生へ退塾勧告を告知する事ができるものとします。

（1）　入塾申込書その他の届出事項に虚偽の事項を記載した事が判明した場合

（2）　本規約その他当塾が定める規定に違反をしたまたは違反をする危険のある場合

（3）　第8条に定める禁止行為をした場合

（4）　当塾の目的とかけ離れた言動が目立つ等、その他、当塾が当塾生として不適切と判断した場合

2．塾生が前項の退塾勧告を受けたにもかかわらず退塾勧告事由を是正せず若しくは是正する見込みがないと当塾が判断するに至った場合、当塾は、当該塾生に対して塾生資格の喪失通知をなすことができるものとします。この場合、塾生は、当該通知をもって、直ちに塾生資格を失効するものとします。

3．　第16条（退塾）第3項および第5項の規定は、本条による塾生喪失の場合においても準用されるものとします。

第18条　塾生資格失効後の注意事項
1．　退塾等により塾生資格を失効した後であっても、元塾生は、在籍中に当塾より学んだ法則・手法(講話内容を含む)を営利目的で利用、または当塾の許可なしに当該手法を用いて開業する行為をしてはなりません。
2．　元塾生は、塾生資格失効後であっても、自己またはその関係者を通じて、他の塾生を勧誘し、当塾からの退塾を促し、若しくはその他の学びの場から遠ざける何らかの働きかけを行ってはなりません。

第19条　死亡による塾生資格喪失の取り扱い
　死亡による塾生資格喪失の場合の受講料等の取扱いについては、親族、紹介者等より連絡を受けるなど当塾が当該塾生の死亡を知った日を起算日として、第16条(退塾)第3項および第4項の規定に準ずるものとします。

第5章　その他

第20条　免責事項
1．塾生は、自らの責任においてわくわく死学塾その他当塾が運営する学びの場を利用するものとし、当塾は、塾生の一切の事項について何らの責任を負わないものとします。
2．当塾は、塾生同士または塾生と第三者間で発生した一切のトラブルについて関知せず、一切の責任を負わないものとします。
3．当塾は、地震、火災、洪水、暴風、天変地異、戦争、武力衝突、テロ、サイバー攻撃、パンデミック、伝染病その他の不可抗力および当塾の合理的な管理が及ばない要因に基づきわくわく死学塾その他当塾が運営する学びの場を提供できない場合でも塾生に対して一切の責任を負わないものとします。

第21条　損害賠償
1．塾生は、当塾の責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、その賠償を当塾に請求することができるものとします。但し、当塾は、いかなる場合においても、以下については(たとえこれらの損害が生じる可能性について告知されていたとしても)損害を賠償しないものとします。
(1)　逸失利益
(2)　塾生の収入の喪失
(3)　派生的損害若しくは間接的損害
(4)　付随的損害若しくは特別損害
当塾の損害賠償額の累計総額は、請求原因の如何にかかわらず、第13条に規定するわくわく未来塾受講料につき損害発生日を起算日として塾生により実際に

支払い済みの金額の1年分を上限といたします。
2. 塾生は、本規約に反し、またはそれに類する行為によって当塾が損害を受けた場合、当塾が受けた一切の損害を賠償するものとします。

第22条　専属管轄

本規約に関する一切の紛争については、訴額に応じ、横浜簡易裁判所または横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定：2026年10月1日

別紙１　　受講形態

	死学塾		
Zoom (Live)	2回/月	指定日曜日	10:00~12:00
Zoom (Live)	1回/月	指定日曜日	月次決定
WEB配信	1回/月	指定日曜日	
リアル開催授業	検討中		
きらく庵宿泊型	当面開催予定なし		

別紙２　　WEB配信期間等

メニュー	対象者	配信日時および期間
死学塾WEB配信１（WEB配信受講スタイルとして定められたもの）	死学塾生	指定日曜日９：００から次に到来する土曜日２３：００まで（指定日曜日を含む７日間）
死学塾WEB配信２（Zoom（Live）受講スタイルとして定められた会の後日WEB配信）	塾生のうち、Zoom（Live）参加指定日に参加できないため後日配信を希望する者	Zoom（Live）参加指定日曜日の同週の水曜日（配信開始日）９：００から同週土曜日２３：００まで　（配信開始日を含む４日間）
オンラインセミナー	参加申込者のうちWEB配信を希望する者	開催日を起算日として3日後（配信開始日）９：００から、１４日後の２３：００まで　（配信開始日を含む２週間）